

奈良県告示第百八十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十七項の規定により、大和平野土地改良区の役員が次のとおり退任した旨、同土地改良区から届出があつた。

令和二年八月十四日

奈良県知事 荒井正吾

退任役員の役名、氏名及び住所

理事 江南 賢一 滋賀県大津市皇子が丘二丁目四―三―一二二